

第2次甲府市立図書館基本計画(原案)



写真は仮(イメージ)

令和7年3月
甲府市教育委員会

目 次

第1章 計画策定の趣旨

- 1 計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 計画の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 3 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 4 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

第2章 甲府市立図書館の概況

- 1 図書館サービスの概要・・・・・・・・・・6
- 2 主要な図書館サービス・・・・・・・・・・6
- 3 図書館サービスの実績・・・・・・・・・・9

第3章 第1次計画の検証と課題

- 1 第1次計画の概要・・・・・・・・・・11
- 2 第1次計画の検証と課題・・・・・・・・・・13
- 3 利用者アンケート結果・・・・・・・・・・15

第4章 第2次計画の基本構想

- 1 目指す図書館像・・・・・・・・・・21
- 2 基本理念・・・・・・・・・・21
- 3 施策の体系・・・・・・・・・・22
- 4 施策の取組内容・・・・・・・・・・23
- 5 計画の推進体制・・・・・・・・・・27

第5章 計画の進行管理及び点検・評価

- 1 進行管理・・・・・・・・・・28
- 2 点検・評価・・・・・・・・・・28

注)本文中の「＊」については、巻末に用語解説を入れています。

資料編

- 条例等・・・・・・・・・・30
- 用語解説・・・・・・・・・・36

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の目的

平成24年(2012年)12月に「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」が改正され、図書館の管理運営についての新たな指針が示されたことから、甲府市立図書館では、令和2年(2020年)3月に「甲府市立図書館基本計画」(以下「第1次計画」という。)を策定し、図書館運営を行ってきました。

計画期間中は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、休館や利用制限などを行ったことから来館者の減少による利用実績の伸び悩みとともに、感染症拡大防止のためイベントを休止したことにより、再開後の集客率も減少している状況です。

また、令和元年(2019年)には「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(読書バリアフリー法)が施行され、障がいの有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられる社会を目指すことが求められております。

今回、第1次計画の期間終了に伴い、これまでの方針や課題を検証するとともに、第1次計画の基本的な考え方を継承する中で、少子高齢化に伴う人口減少などの社会的背景を鑑み、今後の甲府市立図書館の目指すべき運営方針や経営ビジョンを示すため、新たに「第2次甲府市立図書館基本計画」(以下「第2次計画」という。)を策定しました。

2 計画の背景

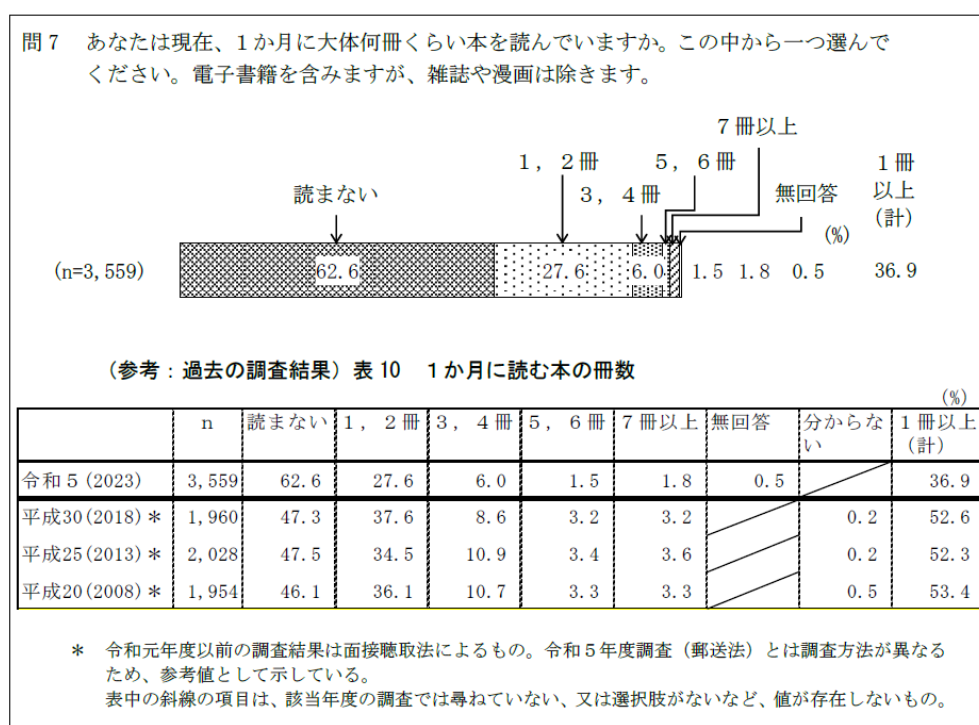
(1) 社会情勢

私たちを取り巻く社会情勢は、急激な変化を遂げています。全国的に少子高齢化に伴う人口減少が急速に進み、超高齢化社会を迎えている中、行政へのニーズは多様化・複雑化の一途を辿っており、社会生活においても、性別、人種、国籍、趣味嗜好や価値観など様々な属性を持った人々の共存や、多様な人々が互いの個性を受け入れ尊重し、相互に機能している環境作りなども求められています。

さらに、2019年末から広がった新型コロナウイルス感染症の影響で、図書館においても長期の休館等を余儀なくされる中、それまで図書館サービスの主流であった対人・接触型サービスにも制限が設けられました。また、オンライン学習やリモートワークなどが普及し、ICT技術(※1)がこれまで以上に生活に浸透したことで、仕事や学びの方法も急速に新しい生活様式へと変化を遂げています。

このような中、文化庁が行った全国の16歳以上の約 6,000 人を対象とした202

3年度の「国語に関する調査」によると、1カ月に1冊も本を読まない人が6割を超えていることが判明するなど、読書離れが加速している結果となり、公共図書館の役割がさらに重要となってきています。



出典：文部科学省ホームページ (<https://www.mext.go.jp/>)

(2)図書館を巡る動き

IFLA-UNESCO 公共図書館宣言(2022年)では「地域において知識を得る窓口である公共図書館は、個人および社会集団の生涯学習、独自の意思決定および文化的発展のための基本的条件を提供する」と宣言しており、図書館の役割として、「公共図書館が教育、文化、社会的包摂、情報の活力であり、持続可能な開発のための、そしてすべての個人の心のなかに平和と精神的な幸福を達成するための必須の機関である」と表明しています。

また、国は子どもの読書環境整備を目的とし、平成13年(2001年)12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づく「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。さらに、平成17年(2005年)7月には「文字・活字文化振興法」が制定され、その中で地方公共団体は、図書館が適切な図書館サービスを提供できるよう、人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進、その他の図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずることなどが規定されました。

その後、平成24年(2012年)12月、「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」が改正され、図書館の管理運営についての新たな指針として、公立図書館の管理運営に関する基本的運営方針の策定と、設定された目標や事業計画の達成状況等に関し、自ら点検と評価に努めるよう示されています。

さらに、平成28年(2016年)4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が施行され、公立図書館を含む行政機関等において合理的な配慮の提供が義務となり、平成30年(2018年)には著作権法の一部改正により図書館での障がい者サービス等の範囲が拡張されたことに続き、令和元年(2019年)6月に施行された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(読書バリアフリー法)では、障がいの有無に関わらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に向けて図書資料や施設・設備等への対応が謳われており、これからは、これらに対応した図書館運営が求められています。

(4)持続可能な開発目標(SDGs)への取組

持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)とは、平成27年(2015年)9月の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が加盟国の全会一致で採択され、17のゴール・169のターゲットからの構成で、令和12年(2030年)までに「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標として示されました。

図書館においても、SDGsの17のゴールのうち、図書館と関係性の高い「4 質の高い教育をみんなに」と「11 住み続けられるまちづくりを」を中心に目標達成に向けて貢献し、図書館を通じて全ての人々に公正で質の高い教育と生涯学習の機会の提供を図ることが求められています。



(5) 甲府市の状況

①第六次甲府市総合計画【目標年度：平成28(2016)年度～令和7(2025)年度】

本市では、平成28年(2016年)3月に「第六次甲府市総合計画」を策定し、『人・まち・自然が共生する未来創造都市 甲府』を目指す都市像と定め、その都市像を実現するため、4つの基本目標に基づき、まちづくりを進めています。

基本目標：【いきいきと輝く人を育むまちをつくる】

施策の柱：【心豊かで輝く人を育む】

施策1：【生涯学習の充実】を基本構想としています。

生涯学習に関する施策として、『市民が生涯にわたり学び続け、楽しみや生きがいを持つことで、自己の充実・啓発や生活の向上を図ることができるよう、学習機会や学習内容を充実するとともに、学習の成果を地域社会に活かすことのできる仕組みづくりに取り組みます。』と定め、図書館管理運営事業は施策を構成する事業の一つとなっています。

②甲府市教育大綱

甲府市教育委員会では、令和5年(2023年)4月に甲府市教育大綱を策定し、『次代を担う子どもたちの個性と才能を伸ばし、人間性豊かで創造性に富む人間形成を図るため、夢に向かっていきいきと学べる教育環境を創造し、市域に育まれた歴史や文化を継承しながら、地域がつながり、未来(あした)につなぐ「まなび」を推進する。』を基本理念と掲げ、教育、学術及び文化の振興を図る施策を総合的かつ積極的に推進しています。

図書館における施策として、『いつでも、どこでも利用できる「知の拠点」としての社会教育施設の役割を果たすため、蔵書資料の整備を図るとともに、良質な図書館サービスの提供に努め、読書を通して人生を豊かにする読書文化の醸成と、子どもの読書活動の推進を図ります。』と定めています。

③甲府市生涯学習ビジョン

本市では、令和4年(2022年)3月に甲府市生涯学習ビジョンを策定し、「地域がつながり、未来(あした)につなぐ『まなび』の推進」をテーマに、生涯学習を通じて、市民だれもが生きる喜びと希望を持ち、人と地域がつながり、未来に向かって人生の充実を感じて暮らすことのできるまちづくりを推進しています。

甲府市生涯学習ビジョンにおいて、図書館は、魅力ある図書館づくりと読書活動の推進として、市民のニーズに即した質の高い資料の収集・整備や武田氏関係の地域資料の継続的な収集推進、子どもたちに出会ってほしい基本図書の充実などにも努める

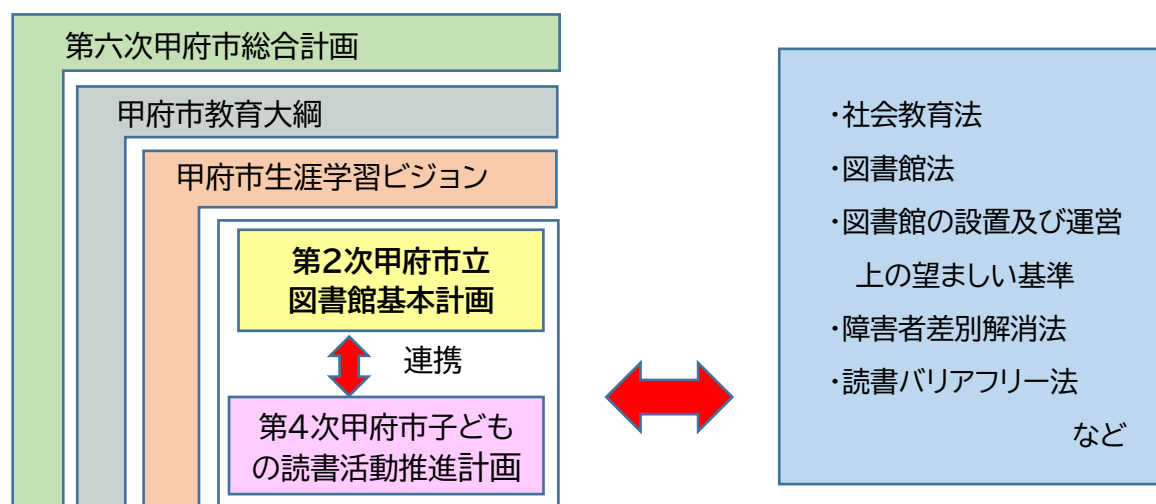
とともに、ハイブリッド図書館(※2)についても調査研究を行い、必要な情報を利用者に届けるレファレンスサービス等の充実や職員研修の強化などにより、市民のニーズに応えられる図書館サービスの提供に努めます。

また、「いつでも・どこでも・だれでも」、市内のどこに住んでいても公平に図書館サービスが享受できるような図書館サービスネットワーク網(※3)の構築に努めるとともに、移動図書館「なでしこ号」の効率的な運営や公民館図書室とのネットワーク化などによる他施設との連携強化などを通して、図書館をより利用しやすくなるよう、取り組みます。

さらに、近年、子どもの読書離れが深刻な問題となっていることから、家庭・地域・学校等において自主的に読書を行う習慣を養い、また、読書習慣を身につけることができるよう、読書環境の整備に努めると定め、生涯学習を推進しています。

3 計画の位置づけ

第2次計画は、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の趣意に基づき策定する、「図書館法」、「子どもの読書活動推進法」ほか関係する諸法令並びに「第6次甲府市総合計画」、「甲府市教育大綱」などの上位計画を指針とした、本図書館の基本的運営方針となるものです。



4 計画の期間

計画期間は、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5か年とします。ただし、社会情勢の変化等を踏まえ、甲府市立図書館協議会(※4)において協議・調整を行う中で必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

第2章 甲府市立図書館の概況

1 図書館サービスの概要

甲府市立図書館は、創設以来、今日まで、生涯学習の情報拠点施設として市民の文化などの向上に寄与してきました。現在は、多様化する市民の要望に応えられるよう、図書や視聴覚資料を幅広く収集、整理、保管するとともに、インターネットによる本の予約受付、北・西・南・中道公民館図書室とのネットワーク活用、移動図書館「なでしこ号」による市内33ステーションの巡回や地域文庫(※5)等18箇所への団体貸出(※6)など、市民の身近な情報あるいは生涯学習の拠点施設として、利用者が必要とする知識や学習機会の提供に努めるとともに、分館機能を担う北・西公民館図書室へは司書を定期的に派遣し、利用者からの相談に応じるなど、きめ細やかなサービスを心掛けています。そのほか、夏休み期間の開館時間の繰上げ、電話やホームページからの貸出期間延長手続き、Facebook 等を活用した情報発信など利便性の向上にも注力しています。

さらに、新しい生活様式に対応するとともに、本を読むことに困難を抱える障がい者や高齢者等に対し、合理的配慮(※7)に資するツールとして公共性と汎用性の高い電子書籍サービス(※8)を導入し読書環境の整備を図っています。

また、子どもの読書活動推進を図るため、出生届の提出の際に絵本を配布するブックスタート事業(※9)や小学校、公民館図書室、児童館などに出張して子どもを対象にした絵本の読み聞かせや手遊びなどを行う「おはなしキャラバン(※10)」、講演会やボランティア団体と協力して読み聞かせのイベントを開催するなど、全世代に渡る図書館サービスの提供を展開しています。

2 主要な図書館サービス

(1)移動図書館「なでしこ号」の巡回

遠隔地に居住するなど図書館に直接来ることができない市民のために、サービスステーションを市内33か所に設置し、毎月2回、定期的に「なでしこ号」で巡回して図書の貸出しを行っています。

(2)団体貸出

市民のボランティア活動によって運営し、児童を中心とする地域住民に貸出しを行っている地域文庫2箇所及び保育所等16箇所に、それぞれ図書資料を配本し、市民の利用に供しています。

(3) 公民館図書室の有効活用

身近な場所で図書館サービスが受けられるよう、北公民館図書室・西公民館図書室・南公民館図書室・中道公民館図書室を図書館ネットワークで結び、本館の本の予約受取りなど本館から離れた地域に住む利用者の利便性の向上に努めています。また、北・西公民館図書室においては、司書を定期的に派遣し、利用者からの相談等への対応など、サービスの向上に努めています。

(4) 子どもの読書活動の推進

読書習慣を身につけるため、出生届の提出の際に、絵本を配本するブックスタート事業に加え、子ども向け読書記録ノートを作成し、図書館ホームページに様式を掲載し活用してもらうなど、子どもの読書活動の推進に努めています。

また、令和7年3月に策定した、「第4次甲府市子どもの読書活動推進計画」に基づき、引き続き、子どもたちが本の世界や読書の楽しさを知り、生涯にわたる読書習慣を身に着けるために、「家庭」、「地域」、「学校」、「市立図書館」の4つの体系から、それぞれの役割を踏まえて、社会全体で読書活動を推進していきます。

(5) 「図書館向けデジタル化資料送信サービス(※11)」の活用

国立国会図書館が所蔵するデジタル化した資料のうち、絶版等の理由により入手が困難な資料の画像閲覧や複写が可能となるサービスを行っています。

(6) 各種イベントの実施

甲府市立図書館が主催するイベントや映画会のほか、ボランティアとの協働による絵本の読み聞かせ活動等を実施するなど、図書館利用者の拡大を図っています。

(7) 児童サービス

児童期は、生涯を通して読書習慣が形成される大切な時期です。児童が本と出合うことで、読書の楽しさに触れ自ら進んで読書を身につけることができるよう、ボランティア団体等と協働する中で、親子で参加する絵本の読み聞かせやおはなし会(※12)などのイベントや、「おはなしキャラバン」の派遣、出生届の提出の際に絵本を配布するブックスタート事業などを行っています。

また、質の高いサービスを提供するため、県内の公共図書館で組織する「児童奉仕研究部会」等に参加する中で、職員の資質向上に努めています。

(8)予約・リクエストサービス

図書館で所蔵している資料のうち、利用者の求める資料が貸出中の場合、利用者からの予約を受け付け、資料が返却された後に、予約待ちの利用者に提供を行っています。

また、未所蔵の資料についても同じく予約を受け付け、購入または県内の公共図書館から借用を行い、利用者への提供に努めています。さらに、電子書籍サービスにおいても予約サービスを行っています。

(9)レファレンスサービス(※13)

利用者の課題解決及び調査研究などを支援する役割を果たすために、レファレンス資料の充実、所蔵機関調査、書誌的事項調査、資料案内調査、事実・事項調査など、幅広いレファレンスサービスを提供し、利用者の期待に応えられるよう努めています。

(10)電子書籍サービス

新しい生活様式に対応するとともに、本を読むことに困難を抱える障がい者や高齢者等に対し、合理的配慮に資するツールとして公共性と汎用性の高い電子書籍を導入しています。また、市内小中学校の児童・生徒及び教職員に学校内で既に配備されている1人1台端末等にて電子書籍が利用できる利用者ID及びパスワードの付与を行い、読書環境の整備に努めています。



電子書籍サービストップ画面(仮)

3 図書館サービスの実績

(1)利用状況(5か年の推移)

年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開館日数		256 日	225 日	252 日	282 日	255 日
登録人数	一般 (高校生以上)	117,740 人	110,361 人	108,928 人	106,898 人	105,932 人
	児童 (中学生以下)	4,789 人	3,948 人	3,479 人	2,963 人	2,731 人
貸出数	個人	426,226 点	321,933 点	367,613 点	389,889 点	349,725 点
	団体	13,753 点	12,700 点	13,787 点	13,158 点	13,694 点
	移動図書館	16,377 点	19,465 点	18,702 点	18,744 点	17,206 点
蔵書数	一般図書	283,357 冊	287,949 冊	290,905 冊	294,167 冊	298,040 冊
	児童図書	108,217 冊	109,647 冊	110,889 冊	112,121 冊	114,405 冊
	逐次刊行物	30,350 冊	30,596 冊	31,124 冊	31,903 冊	30,025 冊
	AV 資料	5,399 点	5,460 点	5,525 点	5,558 点	5,599 点
人口 1 人当り年間貸出数		2.4 点	1.9 点	2.2 点	2.3 点	2.1 点
1 日平均貸出数		1,776 点	1,574 点	1,588 点	1,496 点	1,493 点
甲府市の人口		187,171 人	186,438 人	185,751 人	185,651 人	183,984 人
受入図書数(購入・寄贈)		19,184 冊	16,605 冊	13,739 冊	12,986 冊	12,719 冊
廃棄図書数 (雑誌、AV資料を除く)		8,069 冊	10,583 冊	9,541 冊	17,808 冊	6,562 冊
電子書籍	利用者登録者数	—	—	—	18,876 人	35,042 人
	ログイン数	—	—	—	1,461 回	13,957 回
	貸出回数	—	—	—	984 回	4,682 回
	閲覧回数	—	—	—	1,879 回	23,751 回
	タイトル総数	—	—	—	464 タイトル	840 タイトル

(2) 令和5年度実績

ア 個人貸出

分類 区分	総記	宗教 哲学	歴史 地誌	社会 科学	自然 科学	工学
一般書	3,289 点	6,538 点	16,432 点	13,572 点	18,496 点	23,432 点
児童書	953 点	1,894 点	4,760 点	3,932 点	5,358 点	6,788 点
計	4,242 点	8,432 点	21,192 点	17,504 点	23,854 点	30,220 点
産業	芸術	語学	文学	絵本 紙芝居 雑誌	CD DVD	計
6,223 点	17,066 点	2,926 点	88,915 点	13,892 点	13,751 点	224,532 点
1,803 点	4,944 点	848 点	25,758 点	68,155 点	0 点	125,193 点
8,026 点	22,010 点	3,774 点	114,673 点	82,047 点	13,751 点	349,725 点

イ 団体貸出

分類 区分	総記	宗教 哲学	歴史 地誌	社会 科学	自然 科学	工学
一般書	29 点	37 点	107 点	158 点	289 点	740 点
児童書	23 点	30 点	87 点	129 点	368 点	174 点
計	52 点	67 点	194 点	287 点	657 点	914 点
産業	芸術	語学	文学	絵本	紙芝居 雑誌	計
73 点	167 点	35 点	1,539 点	0 点	0 点	3,174 点
59 点	222 点	28 点	865 点	8,346 点	189 点	10,520 点
132 点	389 点	63 点	2,404 点	8,346 点	189 点	13,694 点

ウ 移動図書館(なでしこ号)貸出

分類 区分	総記	宗教 哲学	歴史 地誌	社会 科学	自然 科学	工学
一般書	149 点	164 点	422 点	417 点	1,069 点	1,291 点
児童書	36 点	40 点	102 点	100 点	258 点	312 点
計	185 点	204 点	524 点	517 点	1,327 点	1,603 点
産業	芸術	語学	文学	絵本 紙芝居	雑誌	計
142 点	604 点	126 点	6,025 点	0 点	316 点	10,725 点
34 点	146 点	31 点	1,453 点	3,799 点	170 点	6,481 点
176 点	750 点	157 点	7,478 点	3,799 点	486 点	17,206 点

エ 分類別蔵書数

分類	総記	宗教 哲学	歴史 地誌	社会 科学	自然 科学	工学
蔵書数	10,458 点	9,903 点	24,916 点	39,981 点	18,057 点	21,210 点
産業	芸術	語学	文学	郷土 資料	洋書	一般書 計
9,644 点	24,166 点	5,083 点	110,824 点	12,599 点	2,342 点	289,183 点
児童書 計	本館 合計	移動図書館		逐次 刊行物	AV 資料	総計
		一般書	児童書			
102,880 点	392,063 点	8,857 点	11,525 点	30,025 点	5,599 点	448,069 点

オ 電子書籍コンテンツ数

分類	総記	哲学	歴史	社会科学	自然科学	技術	産業
コンテンツ数	21	23	36	63	85	38	52
芸術	言語	文学	絵本	キッズ	読み放題 (キッズ)	地域資料	総計
85	27	154	32	170	50	4	840

第3章 第1次計画の検証と課題

1 第1次計画の概要

(1) 目指す図書館像

甲府市立図書館は地域の公共図書館として、また公立図書館として、種々の法律あるいは提言などから多くの役割を担うことが義務付けられ、また、期待されています。

公共図書館としては、将来に向けて更に少子高齢化が進み、膨大な情報が溢れる知識基盤社会の中で、デジタルディバイドの解消と情報リテラシー(※14)の涵養、そして内閣府が標榜する“Society 5.0(※15)”に象徴される新しい時代への対応など、市民に十分な知識と情報を提供し、また、その活用を促進しなければなりません。

また、公立図書館としては、地域の社会教育施設として、生涯学習の成果を活用する場の提供だけでなく、地域のコミュニティづくりの場として、地域社会をリードする立場を求められていること、また、視覚障がいや肢体不自由等の障がいにより、図書館の利用に何らかの障がいのある人に不都合を生じさせないような配慮が求められており、より、公共性の高い施設運営が期待されています。

(2) 基本理念

甲府市立図書館は、市民の自主的な学習を支援するとともに、次世代を担う子どもたちをはじめとする全ての市民の豊かな読書活動の拠点として、現行の図書館サービスを堅持しつつ、時代に即した図書館活動を推進します。

また、市民の多様化するニーズに応じて地域が抱えるさまざまな課題解決の支援や地域の実情に応じた情報提供を行うほか、従来の役割に加え、地域活性化・まちづくりの拠点など、より幅広い視点から社会貢献を果たす図書館活動の推進を図ります。

(3)施策の体系

基本方針	施策	取組
1 基本サービスの充実を図ります。	(1)利用者ニーズへの対応	ア 利用者ニーズに応える資料等の収集・提供
		イ 地域資料及び甲府市出身者などの資料収集
		ウ 情報サービス環境の整備
		エ 専門職としてのスキルアップ
	(2)広域サービスの充実	ア 公民館図書室の活用
		イ なでしこ号の活用
	(3)アクセシビリティ(※16)の向上	ア 合理的配慮
		イ 専門資料の整備
2 子どもの読書活動を推進します。	(1)第3次子どもの読書活動推進計画の着実な推進	ア 発達段階に応じたサービス
		イ 読書意欲の向上
	(2)子どもの居場所づくり	ア 地域文庫の活性化
		イ 放課後児童クラブ(※18)への貸出等
3 社会教育施設の機能にコミットします。	(1)多様な学習機会の提供	ア 高齢者の居場所
	(2)ボランティア活動の促進	ア ボランティア等との協働
	(3)地域の課題解決支援	ア テーマ別資料の収集・展示
4 未来志向のサービスを構築します。	(1)デジタル情報資源の活用	ア オンライン・データベース(※19)の活用
	(2)資料の電子化	ア デジタルアーカイブ(※20)
		イ 電子書籍
	(3)先進技術の活用	ア 情報媒体(IC タグ(※21)等)
		イ 通信技術(無線通信等)

2 第1次計画の検証と課題

基本方針	検証結果	主な課題
1 基本サービスの充実を図ります。	・利用者ニーズの対応については、施設の老朽化への計画的な対応等が必要となってきた。 ・広域サービスとして公民館図書室への司書の派遣による支援を行うとともに、なでしこ号の定期運行を計画どおり実施したことにより一定のサービスを維持してきたが、今後、北・西公民館以外のネットワーク接続済公民館へ司書の派遣や、なでしこ号のステーションの見直しと活用方法及び老朽化に伴うあり方を検討していく必要がある。 ・アクセシビリティの向上については、電子書籍サービスを新たに導入したことにより利便性を高めることができた。今後は読書バリアフリーに対応した読み上げ機能や文字拡大機能などのコンテンツの充実など合理的配慮に取り組む必要がある。	◆施設の老朽化への対応とユニバーサルデザイン化の推進 ◆広域サービスの更なる充実についての検討(公民館図書室へ司書の派遣及びなでしこ号の老朽化への対応等) ◆アクセシビリティの向上(読書バリアフリー法への対応)
2 子どもの読書活動を推進します。	・第3次子どもの読書活動推進計画を推進する中で、「読書記録ノート(※22)」や「マイブックメモリー(※23)」により子どもたちが目で見える形で読書履歴を残すことができた。また、小中学校と連携を図る中で、1人1台端末から電子書籍が利用できるように読書環境の整備を図ったことにより、電子書籍の閲覧数が伸びるなどの効果がみられた。引き続き、子どもと読書を結びつけるため、新たな方策の調査研究が必要となっている。	◆子どもの読書活動を推進するための効果的な方策の検討

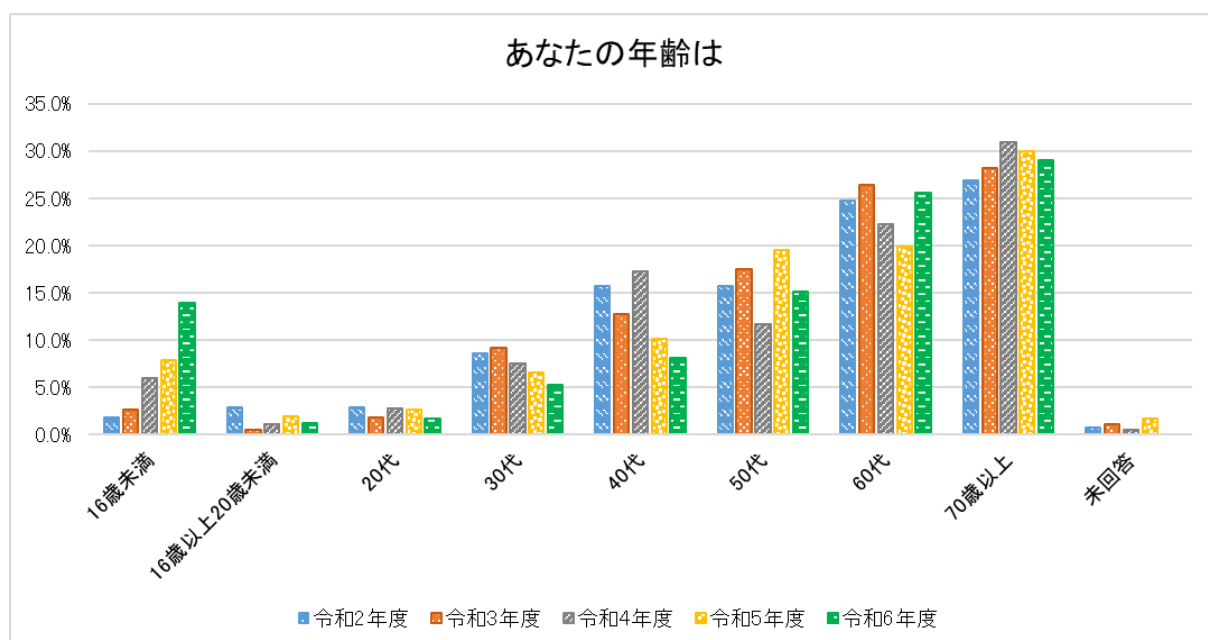
基本方針	検証結果	主な課題
3 社会教育施設の機能にコミットします。	・多様な学習機会の提供については、高齢者の観点に立った図書資料の収集、電子書籍サービスにおいて特集の企画、大人の映画会等のイベントを開催したことで高齢者の居場所づくりに繋がった。このことから、高齢者に限らず利用者の自主的な学びを支援するため、講演会や講座等を充実させる必要がある。 ・利用者の自主的な学び・調査・研究を支援するため、レファレンスサービスの充実に向けてレファレンス機能を強化する必要がある。	◆利用者の自主的な学びを支援するため、講演会、講座等の充実 ◆利用者の自主的な学び・調査・研究を支援するため、レファレンスサービスの充実
4 未来志向のサービスを構築します。	・図書館運営の持続可能な将来を見据える中で、資料の電子化やICタグ等の先進技術の活用について、引き続き費用対効果を考慮する中で検討する必要がある。 ・電子書籍サービスを導入したことにより新たな生活様式や読書バリアフリー法にも対応し、24 時間いつでもどこでも読書ができる環境を整備したことにより、利便性が向上した。	◆地域の貴重な歴史資料を次世代に伝えるため、資料の電子化への取組 ◆ICタグ等の先進技術の活用に向けた検討

3 利用者アンケート結果

- (1)目的：図書館の来館者に対し、利用実態やサービス満足度の調査・把握を行い、今後の図書館サービスの向上のための資料として、別添のとおり来館者に対しアンケート調査を行う。
- (2)実施期間：児童生徒の夏休み期間を含む概ね1か月間
- (3)回答方法：1階カウンター及び2階児童室カウンターにおいて、利用者にアンケート用紙による回答（令和6年度はGoogleフォームによる回答含む）

◆あなたの年齢は

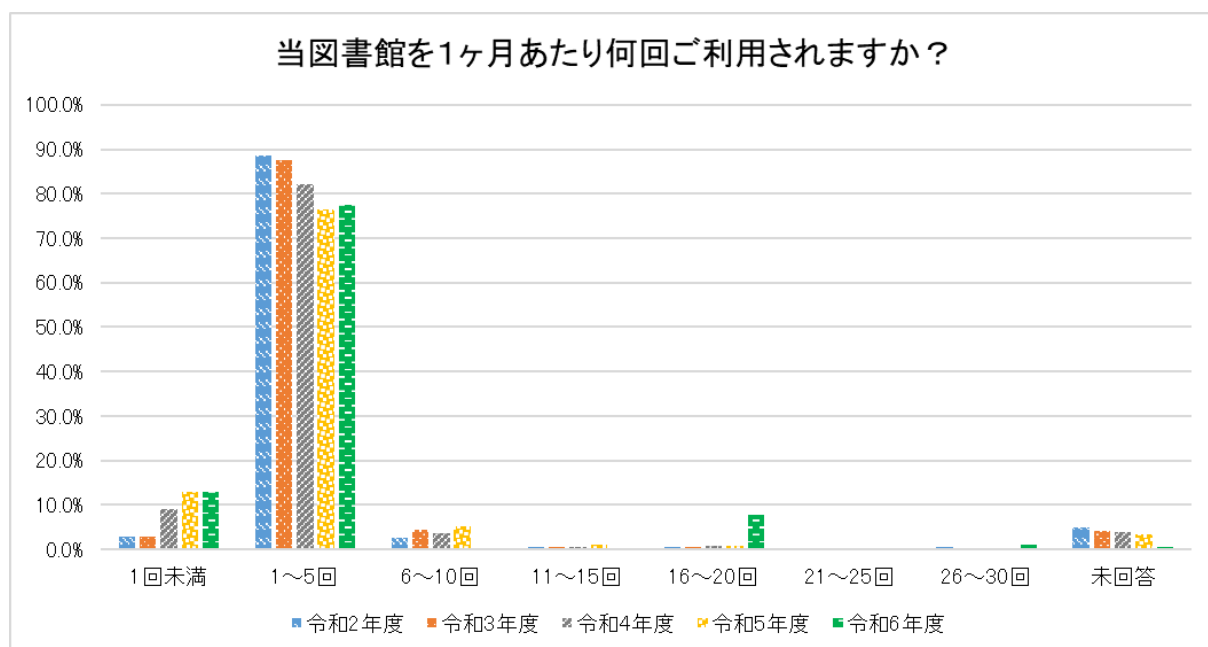
	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
16歳未満	5人	1.8%	10人	2.6%	26人	6.0%	24人	7.8%	24人	14.0%
16歳以上20歳未満	8人	2.9%	2人	0.5%	5人	1.1%	6人	2.0%	2人	1.2%
20代	8人	2.9%	7人	1.8%	12人	2.8%	8人	2.6%	3人	1.7%
30代	24人	8.6%	35人	9.1%	33人	7.6%	20人	6.5%	9人	5.2%
40代	44人	15.8%	49人	12.8%	75人	17.2%	31人	10.1%	14人	8.1%
50代	44人	15.8%	67人	17.5%	51人	11.7%	60人	19.5%	26人	15.1%
60代	69人	24.7%	101人	26.4%	97人	22.2%	61人	19.9%	44人	25.6%
70歳以上	75人	26.9%	108人	28.2%	135人	31.0%	92人	30.0%	50人	29.1%
未回答	2人	0.7%	4人	1.0%	2人	0.5%	5人	1.6%	人	0.0%



アンケート回答者(来館者)の年齢については、ほぼ毎年60代以上が過半数を占める結果となりましたが、16歳未満の若年層が年々増えてきました。

◆当図書館を1ヶ月あたり何回ご利用されますか？

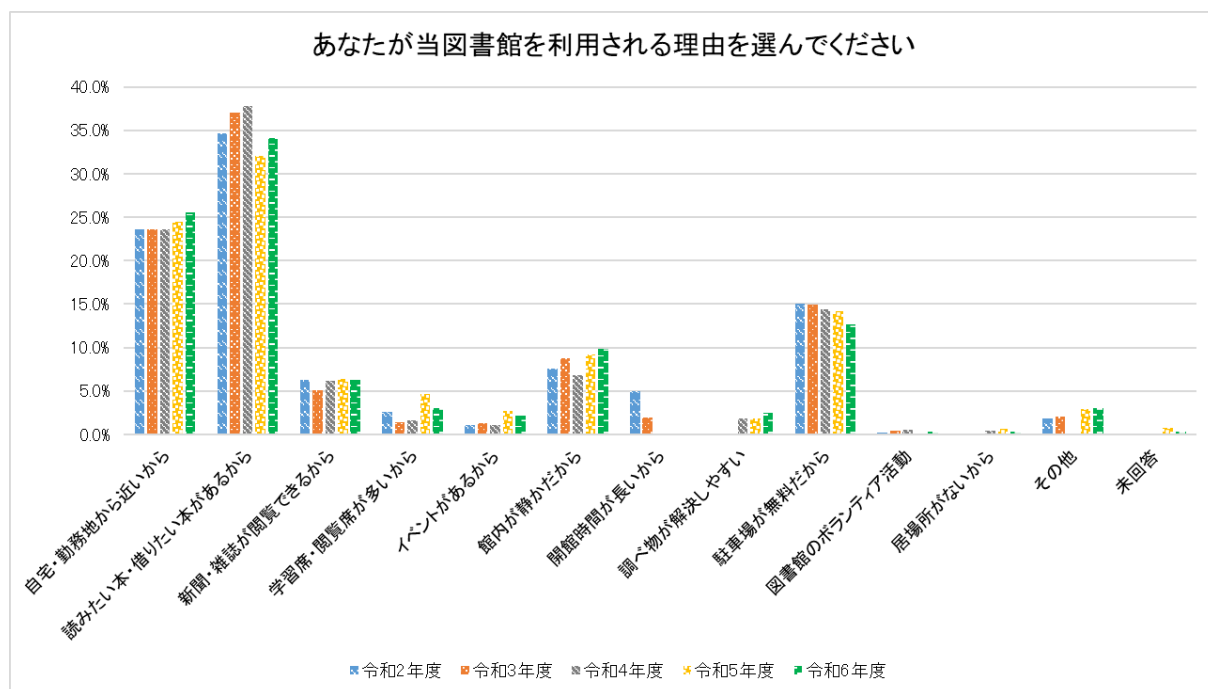
	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
1回未満	8人	2.8%	11人	2.9%	40人	9.1%	40人	13.0%	23人	12.9%
1～5回	247人	88.5%	335人	87.5%	361人	82.0%	235人	76.6%	138人	77.5%
6～10回	7人	2.5%	17人	4.4%	16人	3.6%	16人	5.2%	人	0.0%
11～15回	1人	0.4%	2人	0.5%	2人	0.5%	3人	1.0%	人	0.0%
16～20回	1人	0.4%	2人	0.5%	4人	0.9%	1人	0.7%	14人	7.9%
21～25回	人	0.0%	人	0.0%	人	0.0%	人	0.0%	人	0.0%
26～30回	1人	0.4%	人	0.0%	人	0.0%	1人	0.3%	2人	1.1%
未回答	14人	5.0%	16人	4.2%	17人	3.9%	10人	3.3%	1人	0.6%



1 か月あたり 1～10 回利用される方が毎年8割を超える結果となりました。

◆ あなたが当図書館を利用される理由を選んでください(複数回答可)

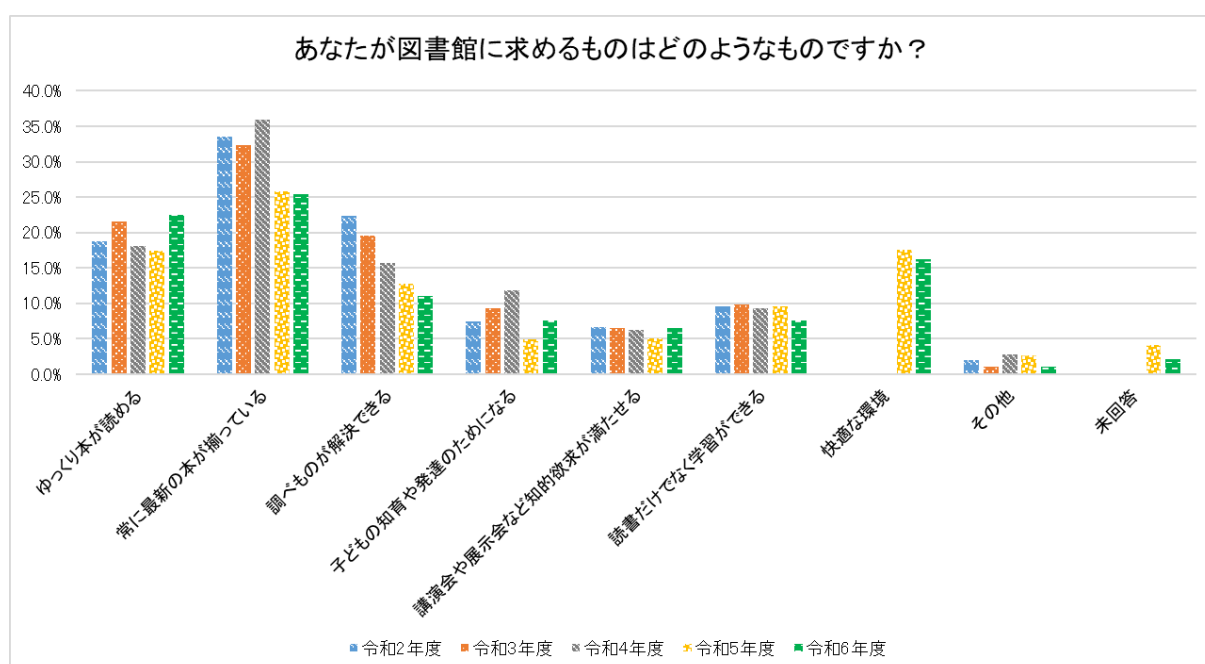
	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
自宅・勤務地から近いから	159人	23.6%	217人	23.6%	251人	23.6%	160人	24.5%	93人	25.5%
読みたい本・借りたい本があるから	214人	34.6%	295人	37.0%	321人	37.8%	210人	32.1%	124人	34.1%
新聞・雑誌が閲覧できるから	39人	6.3%	41人	5.1%	53人	6.2%	42人	6.4%	23人	6.3%
学習席・閲覧席が多いから	16人	2.6%	11人	1.4%	14人	1.6%	30人	4.6%	11人	3.0%
イベントがあるから	7人	1.1%	10人	1.3%	9人	1.1%	18人	2.7%	8人	2.2%
館内が静かだから	47人	7.6%	70人	8.8%	58人	6.8%	60人	9.2%	36人	9.9%
開館時間が長いから	31人	5.0%	15人	1.9%						0.0%
調べ物が解決しやすい					15人	1.8%	12人	1.8%	9人	2.5%
駐車場が無料だから	93人	15.0%	119人	14.9%	122人	14.4%	93人	14.2%	46人	12.6%
図書館のボランティア活動	1人	0.2%	3人	0.4%	4人	0.5%	1人	0.2%	1人	0.3%
居場所がないから					3人	0.4%	4人	0.6%	1人	0.3%
その他	11人	1.8%		2.0%			19人	2.9%	11人	3.0%
未回答							5人	0.8%	1人	0.3%



「読みたい本・借りたい本があるから」と「新聞・雑誌が閲覧できるから」がほぼ毎年40%を超える結果となりました。

◆ あなたが図書館に求めるものはどのようなものですか？（複数回答可）

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
ゆっくり本が読める	94人	18.7%	159人	21.5%	125人	18.1%	113人	17.4%	86人	22.5%
常に最新の本が揃っている	168人	33.5%	239人	32.3%	248人	36.0%	167人	25.8%	97人	25.4%
調べものが解決できる	112人	22.3%	145人	19.6%	108人	15.7%	83人	12.8%	42人	11.0%
子どもの知育や発達のためになる	37人	7.4%	69人	9.3%	82人	11.9%	32人	4.9%	29人	7.6%
講演会や展示会など知的欲求が満たせる	33人	6.6%	48人	6.5%	43人	6.2%	33人	5.1%	25人	6.5%
読書だけでなく学習ができる	48人	9.6%	73人	9.9%	64人	9.3%	62人	9.6%	29人	7.6%
快適な環境							114人	17.6%	62人	16.2%
その他	10人	2.0%	8人	1.1%	19人	2.8%	17人	2.6%	4人	1.1%
未回答							27人	4.2%	8人	2.1%

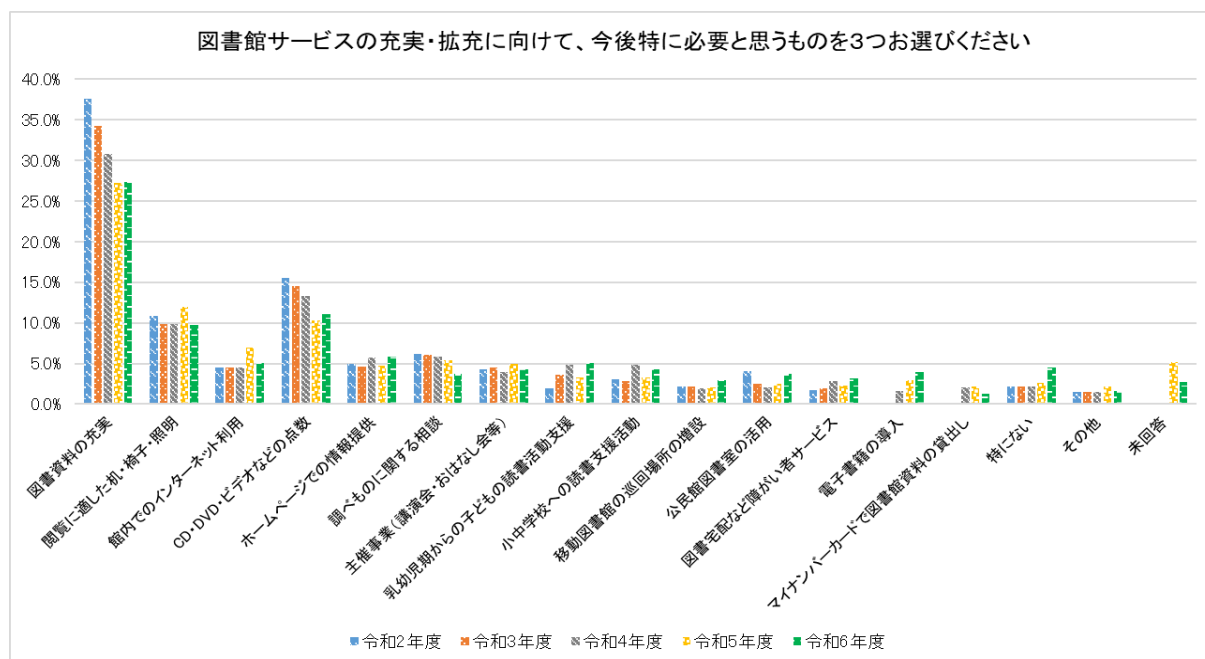


「常に最新の本がそろっている」が毎年 25%を超える結果となりました。

令和 5 年度から回答項目に加えた「快適な環境」が令和 5 年、令和 6 年と 15%を超える結果となりました。

◆ 図書館サービスの充実・拡充に向けて、今後特に必要と思うもの3つお選びください

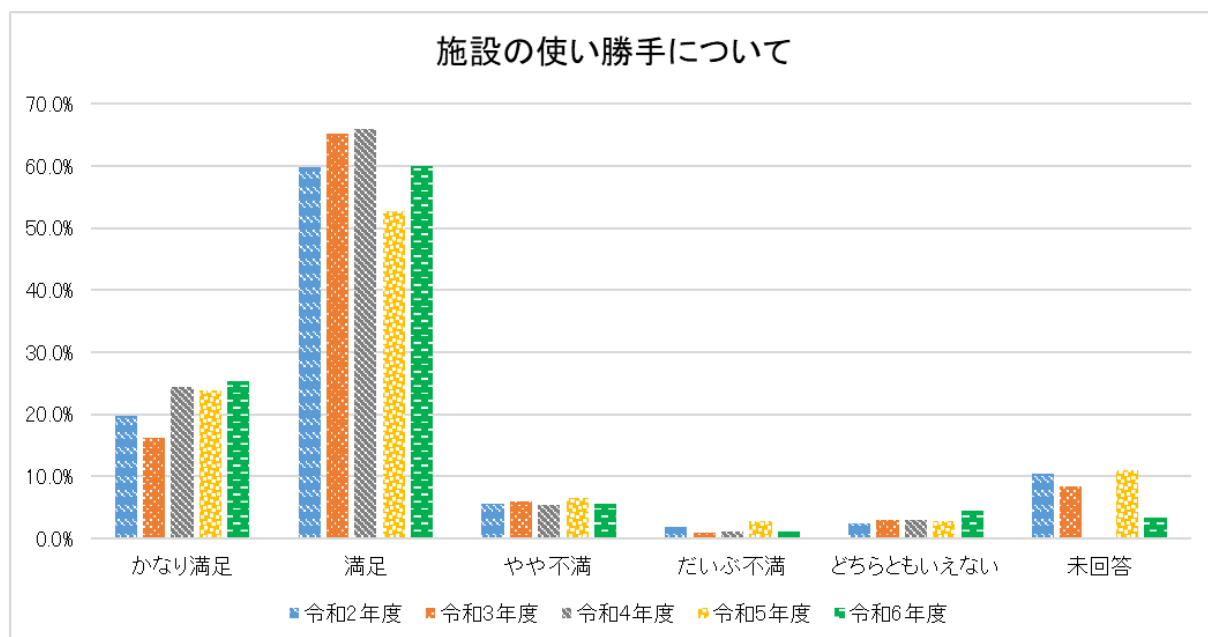
	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
図書資料の充実	175人	37.6%	231人	34.3%	255人	30.8%	177人	27.3%	103人	27.3%
閲覧に適した机・椅子・照明	50人	10.8%	66人	9.8%	82人	9.9%	78人	12.0%	37人	9.8%
館内でのインターネット利用	19人	4.5%	36人	4.5%	44人	4.5%	45人	6.9%	19人	5.0%
CD・DVD・ビデオなどの点数	72人	15.5%	98人	14.5%	110人	13.3%	67人	10.3%	42人	11.1%
ホームページでの情報提供	23人	4.9%	31人	4.6%	47人	5.7%	31人	4.8%	22人	5.8%
調べものに関する相談	29人	6.2%	41人	6.1%	48人	5.8%	35人	5.4%	14人	3.7%
主催事業（講演会・おはなし会等）	20人	4.3%	30人	4.5%	33人	4.0%	32人	4.9%	16人	4.2%
乳幼児期からの子どもの読書活動支援	9人	1.9%	24人	3.6%	40人	4.8%	21人	3.2%	19人	5.0%
小中学校への読書支援活動	14人	3.0%	19人	2.8%	40人	4.8%	21人	3.2%	16人	4.2%
移動図書館の巡回場所の増設	10人	2.2%	15人	2.2%	16人	1.9%	13人	2.0%	11人	2.9%
公民館図書室の活用	19人	4.1%	17人	2.5%	17人	2.1%	16人	2.5%	14人	3.7%
図書宅配など障がい者サービス	8人	1.7%	13人	1.9%	23人	2.8%	15人	2.3%	12人	3.2%
電子書籍の導入					13人	1.6%	19人	2.9%	15人	4.0%
マイナンバーカードで図書館資料の貸出し					17人	2.1%	14人	2.2%	5人	1.3%
特にない	7人	2.2%	23人	2.2%	15人	2.2%	17人	2.6%	17人	4.5%
その他	10人	1.5%	30人	1.5%	28人	1.5%	14人	2.2%	6人	1.6%
未回答							34人	5.2%	10人	2.7%



「図書資料の充実」「CD・DVD・ビデオなどの点数」が高い割合を占めています。
「閲覧に適した机・椅子・照明」などの施設に係る希望も次いで多くなっています。

◆施設の使い勝手について

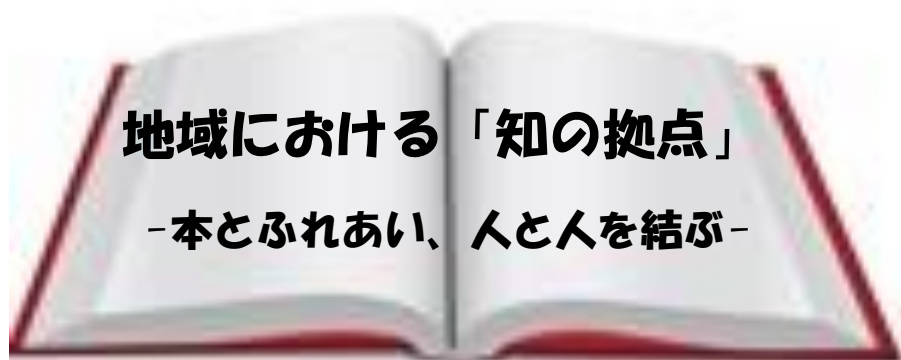
	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
かなり満足	55人	19.7%	62人	16.2%	93人	24.4%	73人	23.8%	45人	25.3%
満足	167人	59.9%	250人	65.3%	251人	65.9%	162人	52.8%	107人	60.1%
やや不満	16人	5.7%	23人	6.0%	21人	5.5%	20人	6.5%	10人	5.6%
だいぶ不満	5人	1.8%	4人	1.0%	4人	1.1%	9人	2.9%	2人	1.1%
どちらともいえない	7人	2.5%	12人	3.1%	12人	3.1%	9人	2.9%	8人	4.5%
未回答	29人	10.4%	32人	8.4%	人	0.0%	34人	11.1%	6人	3.4%



施設の使い勝手については、「かなり満足」「満足」を合わせた回答が毎年過半数を占める結果となっています。

第4章 第2次計画の基本構想

1 目指す図書館像



甲府市立図書館は、誰もが生涯を通じて学ぶ機会を提供する地域における「知の拠点」として、人々が学びを通じて成長し、生きる喜びと希望を持ち、人生をより深く生きる力を身につけていく上で必要不可欠であり、なくてはならないものとなっています。また、誰もが利用できる身近な公共施設として、資料や情報の収集から提供までの基本的な役割に加え、図書館という場を通じて、知識や情報と人を結びつけ、また人と人とを結びつけるなど、人づくりやまちづくりに貢献する役割も求められています。このようなことから、生涯学習の場の提供だけではなく、社会教育の中核施設としての役割や、公立図書館として質の高いサービスの提供に取り組むとともに、誰ひとり取り残さず、乳幼児から高齢者まで幅広い世代が、本とふれあい人と人を結ぶ図書館事業を推進します。

2 基本理念

甲府市立図書館は、市民の自主的な学習を支援するとともに、次世代を担う子どもたちをはじめとする全ての市民の豊かな読書活動の拠点として、現行の図書館サービスを堅持しつつ、時代に適合した図書館運営の推進を図ります。

また、市民の多様化するニーズに応えるとともに、地域が抱えるさまざまな課題の解決につながる様々な情報を保存・管理し提供を行うほか、これまで集積した地域の歴史と情報を未来につなぐなど、幅広い視点で社会貢献を果たす役割を担っていきます。

3 施策の体系

目指す図書館像及び基本理念に基づき、今後の5年間の基本方針と方針別施策及び取組を体系的に設定します。

基本方針	施策	取組
1 基本サービスの充実を図ります。  	1-1 利用者ニーズへの対応	(1)利用者ニーズに応える資料等の収集・提供
		(2)地域資料及び甲府市出身者などの資料収集
		(3)情報サービス環境の整備
		(4)専門職としてのスキルアップ
		(5)老朽化への対応とユニバーサルデザイン化(※24)の推進
		(6)多文化共生サービスの充実
	1-2 広域サービスの充実	(1)公民館図書室の活用
		(2)移動図書館「なでしこ号」の活用
	1-3 アクセシビリティの向上	(1)合理的配慮
		(2)専門資料の整備
	1-4 利用教育の推進	(1)積極的な情報発信
		(2)情報リテラシーの向上
2 子どもの読書活動を推進します。  	2-1 第4次子どもの読書活動推進計画の着実な推進	(1)発達段階に応じたサービス
		(2)読書意欲の向上
	2-2 子どもの居場所づくり	(1)地域文庫の活性化
		(2)放課後児童クラブへの貸出等
3 社会教育活動の充実を図ります。  	3-1 多様な学習機会の提供	(1)学びの場の提供
	3-2 ボランティア活動の促進	(1)ボランティア等との協働
	3-3 地域の課題解決支援	(1)テーマ別資料の収集・展示
		(2)レファレンスサービスの充実
4 未来志向のサービスを構築します。  	4-1 デジタル情報資源の活用	(1)オンライン・データベースの活用
	4-2 資料の電子化	(1)デジタルアーカイブ
	4-3 先進技術の活用	(1)情報媒体(IC カード等)
		(2)通信技術(無線通信等)
		(3)AI技術(※25)の活用

4 施策の取組内容

《基本方針1》基本サービスの充実を図ります。

【1-1】利用者ニーズへの対応

(1) 利用者ニーズに応える資料等の収集・提供

幅広い利用者の要望や社会の要請に十分配慮し、文化、教養、調査、研究、趣味、娯楽など多様な分野の資料収集に努めます。

また、人気作や書評で紹介された図書など、リクエストの多い作品も積極的に収集し、企画展示などを行い、利用者が手にとりやすい形で提供します。

(2) 地域資料及び甲府市出身者などの資料収集

甲府市に関連する図書、新聞、雑誌、行政資料、パンフレット、地図、写真などを収集するとともに、郷土愛の醸成や地域への愛着を深めるため、武田氏をはじめ、甲府市や山梨県にゆかりの深い資料の収集と提供に努めます。

(3) 情報サービス環境の整備

Wi-Fi スポット・インターネット端末等から、館外の外部情報にスムーズにアクセスし情報収集が行えるような環境整備に努めます。また、資料検索システムやテーマ別の展示による情報サービスの提供に努めます。

(4) 専門職としてのスキルアップ

図書館職員が専門的なサービスを実施するために必要な、資質・能力の維持、向上を図るため、図書館協会及び教育委員会等が主催する研修その他必要な講習等へ参加し、利用者のニーズに応えられるよう努めます。

(5) 老朽化への対応とユニバーサルデザイン化の推進

建設から30年近くが経過している老朽化した現施設の長寿命化を図るため、計画的に施設・設備の改修を進めます。改修等に当たっては、ユニバーサルデザインを考慮し、誰もが来館し、使いやすい施設設備の整備に努めます。

(6) 多文化共生サービスの充実

外国にルーツのある方向けに、外国語で書かれた資料の収集・提供に努めるとともに、日本人が多文化への理解に役立つ資料の充実にも努めます。また、収集した資料を活用することにより多言語や多文化社会への理解につなげます。

【1—2】 広域サービスの充実

(1) 公民館図書室の活用

身近な公民館において本館と同様のサービスが享受できるよう、本館の資源を地域のニーズに合った選書や児童サービスにフィードバックするなど、公民館図書室を活用しサービス向上に努めます。また、定期的に公民館図書室へ司書の派遣を行い、利用者の利便性の向上を図ります。

(2) 移動図書館「なでしこ号」の活用

本館まで来られない利用者のために巡回する移動図書館は、アウトリーチサービスとして、公民館図書室の活用と同様に重要な事業となっています。なでしこ号の老朽化に伴う更新や活用について検討していきます。

【1—3】 アクセシビリティの向上

(1) 合理的配慮

障がいを持つ方や高齢者等がより読書を親しんで頂ける環境を整えるため、拡大読書機(※26)等の読書を補助するツールの導入などに努めます。また、電子書籍の読み上げ機能や文字拡大機能のコンテンツの充実に努めます。

(2) 専門資料の整備

資料の閲覧・視聴に困難を抱える方に読書に親しんでもらうため、点字本(※27)・大活字本(※28)や朗読CD(※29)などのほか、聴覚障がいの方向けの手話や字幕入り映像資料などの専門資料の充実に努めます。

【1—4】 利用教育の推進

(1) 積極的な情報発信

資料の検索や予約など、図書館利用者の利便性向上のため、ホームページの充実を図るとともに、イベント情報等の周知について、SNS 等の活用を図り積極的な情報発信に努めます。

(2) 情報リテラシーの向上

図書館サービスの利用方法や資料検索などに役立つパスファインダー(※30)等の充実を図ります。また、子どもたちが情報機器を利用して、必要な情報の選択と活用ができる能力を身に付けるため、学校及び学校図書室と連携を図ります。

《基本方針2》子どもの読書活動を推進します。

【2—1】第4次子どもの読書活動推進計画の着実な推進

(1) 発達段階に応じたサービス

乳幼児・児童・青少年といった年齢層に応じた図書資料の整備を行うとともに、ブックスタート・読み聞かせ・おはなしキャラバンあるいは親子で参加型の講座など、当該計画の趣旨に拠る発達段階に応じた諸事業を推進します。

(2) 読書意欲の向上

自身のお薦め本をプレゼンし合う「ビブリオバトル(※31)」の開催など、子どもと読書を結びつける新たな方策の調査研究を行います。

【2—2】子どもの居場所づくり

(1) 地域文庫の活性化

子どもが居住する地域で読書に親しめる環境(居場所)を整えるため、ボランティア団体等の活動を支援し、地域文庫の活性化に努めます。

(2) 放課後児童クラブへの貸出等

放課後児童クラブを利用する子どもたちの読書機会を拡充するため、放課後児童クラブへの団体貸出を積極的に行うほか、さまざまな環境の子どもが集い、読書を通じて友達や地域との交流が深まるような図書の提供を行います。



〈移動図書館「なでしこ号」〉



〈地域文庫(仮)〉

《基本方針3》社会教育活動の充実を図ります。

【3—1】多様な学習機会の提供

(1) 学びの場の提供

家庭や職場、学校以外の第3の居場所として、気軽に本に親しんでもらえるよう、さまざまな資料を揃えるとともに、テーマ別の講座等を実施する中で、全ての利用者の自主的な学びを支援します。

【3—2】ボランティア活動の促進

(1) ボランティア等との協働

読み聞かせをはじめ、図書館サービスを共に担って頂くボランティアとの協働を深め、また、さまざまな団体の学習の成果を活用する機会を支援し、生涯学習の場としての機能を向上させます。

【3—3】地域の課題解決支援

(1) テーマ別資料の収集・展示

図書館資料に対する理解を深めるとともに、テーマ別資料の収集や企画展示を行い、課題解決に繋げる支援を図ります。

(2) レファレンスサービスの充実

利用者の自主的な学び・調査・研究を支援するため、レファレンス機能を強化するとともに、適切な資料や情報の提供に努めます。



〈なでしこの会による読み聞かせ〉

ききみみずきんおはなしの会
によるちびちびひろば写真

《基本方針4》未来志向のサービスを構築します。

【4—1】 デジタル情報資源の活用

(1) オンライン・データベースの活用

オンライン資料や有償・無償のデータベースを活用しそのサポートができる環境づくりに努めます。

【4—2】 資料の電子化

(1) デジタルアーカイブ

地域の貴重な歴史資料を次世代に伝えるため、劣化した地域資料等のデジタル化を行い、保存に努めます。

【4—3】 先進技術の活用

(1) 情報媒体(IC タグ等)

利用者カードとしてマイナンバーカードの活用、ICタグを用いたことによる自動貸出機の導入、蔵書点検の省力化など、新たなサービスについて研究します。

(2) 通信技術(無線通信等)

なでしこ号と本館を無線で接続するなど、高速通信技術・通信網で可能となる新たなサービスの可能性について調査研究します。

(3) AI技術の活用

進化・進展が加速するAI技術の活用について調査研究します。

5 計画の推進体制

本計画は、図書館職員と各種ボランティア団体等の協働、また利用者及び図書館協議会などの機関による評価・検証が相乗的に作用し合う推進体制により進めるものとします。

第5章 計画の進行管理及び点検・評価

1 進行管理

本計画は、PDCAサイクル(※32)により、必要に応じて、随時見直しを行いながら計画の進行管理を行います。

具体的には、利用者アンケートを実施するなど、定期的に施策の実施状況や自己評価を検証し、円滑な推進に努めます。

また、施策の方向性に齟齬が生じたり遅延が認められたりする場合は、その都度情報共有を行う中で、修正等を加えます。

2 点検・評価

本計画に基づく施策を計画的に推進するため、各施策の実施状況等について、毎年度点検・評価を行い、「甲府市立図書館協議会」に報告しご意見をいただくとともに、市ホームページで公表します。

資料編

■甲府市立図書館条例(平成8年6月26日/条例第26号)

(設置)

第1条 市民の教育と文化の振興及び発展に寄与するため、図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、本市に図書館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
甲府市立図書館	甲府市城東一丁目12番33号

(職員)

第3条 図書館に次の職員を置く。

- (1) 館長
- (2) 司書
- (3) その他の職員

(図書館協議会)

第4条 法第14条の規定により、図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、10人以内の委員をもって組織する。

3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する。

(平24条例13)

4 委員の任期は2年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第5条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成8年10月4日から施行する。

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年10月条例第22号)の一部を次のように改正する。

次のよう 略

附 則(平成24年3月30日条例第13号)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第4条第1項の規定により設置された図書館協議会の委員に任命されている者は、この条例の施行の日に関しこの条例による改正後の第4条第3項の規定により図書館協議会の委員に任命された者とみなし、その任期は、同条第4項本文の規定にかかわらず、平成24年7月31日までとする。

■甲府市立図書館条例施行規則(平成8年10月2日/教委規則第17号)

第1節 総則

(目的)

第1条 この規則は、甲府市立図書館条例(平成8年6月条例第26号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、甲府市立図書館(以下「図書館」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 図書館は、おおむね次の業務を行う。

- (1) 図書、記録、視聴覚資料その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)の収集、整理及び保存に関すること。
- (2) 図書館資料の館内及び館外利用に関すること。
- (3) 移動図書館の運営に関すること。
- (4) 図書館資料について調査し、利用者の相談に応ずること。
- (5) 読書会、研究会、映写会、展示会等の開催及びその奨励に関すること。
- (6) 他の図書館等との図書館資料の相互貸借等、相互協力に関すること。
- (7) 館報その他の読書資料の発行及び頒布に関すること。
- (8) その他図書館の管理運営に必要な業務に関すること。

(開館時間)

第3条 図書館の開館時間は、午前10時から午後7時(土曜日、日曜日及び休日(1月1日を除く国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下同じ。))は、午後5時)までとする。ただし、甲府市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(休館日)

第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、第1号に掲げる日が、休日に当たるときは、休館日としないものとする。

- (1) 月曜日
- (2) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。
- (3) 月末整理日(1月から11月までの各月の末日及び12月27日。月末整理日が土、日、月曜日に当たるときは、それ以前の金曜日。その日が休日に当たるときは、その前日)
- (4) 特別整理期間(年14日以内で教育委員会が定める期間)

2 教育委員会は、必要と認めるときは、前項に規定する休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(入館の制限等)

第5条 図書館を利用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 他の利用者に迷惑となる行為をしないこと。
- (2) 指定された場所以外での飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 危険物又は動物を持ち込まないこと。(盲導犬を除く。)
- (4) 図書館資料、施設等を損傷し、又はそのおそれのある行為をしないこと。

(5) 物品等の販売、展示、ビラ等の配布その他これらに類する行為をしないこと。

(6) その他図書館長(以下「館長」という。)が必要と認め指示した事項

2 館長は、利用者が前項に規定する事項を守らないときは、この者の入館を制限し、又は退館を命ずることができる。

(損害賠償)

第6条 図書館資料、施設等を損傷し、又は滅失した者その他図書館に損害を与えた者は、これを賠償しなければならない。

第2節 館内利用

(利用場所)

第7条 館内で図書館資料を利用しようとする者は、指定の場所において利用し、利用後は、所定の場所に返却しなければならない。

(図書館資料の複写)

第8条 図書館資料を複写利用しようとする者は、複写利用申込書(第1号様式)により館長に申し込まなければならない。

2 館長は、次の各号に掲げる図書館資料の複写には応じないものとする。

- (1) 複写した場合に損傷するおそれがあるもの
- (2) 視聴覚資料
- (3) 著作権法(昭和45年法律第48号)に抵触するもの
- (4) 館長が複写することを不適当と認めたもの

3 図書館資料を複写したときは、当該申込者から館長は、実費を徴収する。

第3節 個人貸出し

(利用者の範囲)

第9条 図書館資料の館外貸出しを受けることのできる者は、次のとおりとする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に通勤し、又は通学している者(前号に掲げる者を除く。)
- (3) 館長が広域的な図書館活動を行うため適当であると認めた者

(登録等)

第10条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ個人貸出登録 新規・再交付(紛失・破損)・変更 申込書(第2号様式)を館長に提出し、利用者カード(第3号様式)の交付を受けなければならない。

2 館外貸出しを受けるときは、前項の利用者カードを提示しなければならない。

3 利用者カードの有効期間は、最終貸出日から3年間とする。

4 利用者カードは、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(届出)

第11条 利用者カードの交付を受けた者は、次の各号の一に該当する理由が生じた場合は、個人貸出登録 新規・再交付(紛失・破損)・変更 申込書に利用者カード(第1号の規定に該当する場合を除く。)を添えて速やかに館長に届け出なければならない。

- (1) 利用者カードを紛失したとき。

- (2) 利用者カードを破損したとき。
- (3) 第9条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (4) 個人貸出登録 新規・再交付(紛失・破損)・変更 申込書の記載事項に変更があったとき。

(貸出数量及び期間)

第12条 図書館資料の貸出数量及び期間は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めたときは、この限りではない。

- (1) 図書等の資料の貸出数量は、10冊以内(貸出中の資料を含む。)とし、貸出期間は、15日以内とする。
- (2) 視聴覚資料の貸出数量は、2点以内(貸出中の資料を含む。)とし、貸出期間は、8日以内とする。

(貸出し資料の制限)

第13条 次の各号に該当する図書館資料は、貸出しを行わないものとする。ただし、館長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

- (1) 貴重図書及び特別図書
- (2) 辞書類及び参考資料類
- (3) 地域資料及び行政資料
- (4) その他館長が貸出しを不相当と認めた図書館資料

(貸出しの停止等)

第14条 館長は、図書館資料の貸出しを受けた者が、貸出期間経過後なお図書館資料を返納しないときは、一定の期間、貸出しを停止し、又は登録を取り消すことができる。

(郵送による貸出し)

第15条 身体障害その他の理由により、来館することが困難であると認められる者に対しては、郵送により図書の貸出しを行うことができる。この場合において、郵便料金その他の費用は利用者の負担とする。

第4節 団体貸出し

(利用できる団体)

第16条 市内で読書の普及推進活動を行う団体及び公的機関(以下「団体」という。)に対し、図書の貸出しを行うことができる。

(登録)

第17条 前条の規定による貸出し(以下「団体貸出し」という。)を受けようとする団体は、団体貸出登録(変更)申込書(第4号様式)を館長に提出し、登録を受けなければならない。

2 館長は、前項の規定による申込書の提出を受けたときは、当該団体について審査し、その登録について認めた場合は、団体貸出登録(変更)通知書(第5号様式)をもって通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた団体の代表者は、その記載事項に変更が生じたときは、団体貸出登録(変更)申込書により速やかに館長に届け出なければならない。

(貸出数量及び期間)

第18条 団体への貸出数量は、1団体1回につき250冊以内(貸出中の図書を含む。)とし、貸出期間は、1年以内とする。

(禁止事項)

第19条 団体貸出しを受けた団体は、貸出しを受けた図書を営利目的に利用し、又は当該図書の利用に関して金品等を受けてはならない。

(準用)

第20条 第13条及び第14条の規定は、団体貸出しの場合に準用する。

第5節 移動図書館

(移動図書館)

第21条 移動図書館は、館長が定めた市内の地域を巡回して図書の貸出しを行う。

(貸出数量及び期間)

第22条 移動図書館においての貸出数量は、一人一回について5冊以内とし、貸出期間は、次回の巡回日までとする。

(準用)

第23条 第9条から第11条まで、第13条及び第14条の規定は、移動図書館での貸出しの場合に準用する。

第6節 寄贈及び寄託

(資料の寄贈)

第24条 教育委員会は、図書館資料として適当と認められる資料の寄贈を受けることができる。

2 図書館資料を寄贈しようとする者は、図書館資料寄贈申込書(第6号様式)を教育委員会へ提出するものとする。ただし、簡易なものについては、この限りではない。

3 前項の規定により寄贈を受けたときは、図書館資料寄贈受入書(第7号様式)を交付する。

(資料の寄託)

第25条 教育委員会は、図書館資料として適当と認められる資料の寄託を受けることができる。

2 図書館資料を寄託しようとする者は、図書館資料寄託申込書(第8号様式)を教育委員会へ提出するものとする。

3 前項の規定により寄託を受けたときは、図書館資料受託書(第9号様式)を交付する。

(寄託資料の取扱い)

第26条 寄託を受けた資料の管理及び利用については、図書館資料と同様の取扱いをするものとする。

2 教育委員会は、寄託を受けた資料が亡失又は損傷したときは、損害賠償の責めを負わない。

(寄贈及び寄託に要する経費)

第27条 資料の寄贈又は寄託に要する経費は、寄贈者又は寄託者の負担とする。ただし、教育委員会が必要と認めた場合は、この限りではない。

第7節 図書館協議会

(会長及び副会長)

第28条 条例第4条の規定により設置された図書館協議会(以下「協議会」という。)に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第29条 協議会は会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第30条 協議会の庶務は、図書館において処理する。

(委任)

第31条 その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮ってこれを定める。

第8節 雑則

(補則)

第32条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成8年10月4日から施行する。

附 則(平成13年3月30日教委規則第4号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月14日教委規則第3号)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成15年9月30日教委規則第8号)

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則(平成16年3月10日教委規則第2号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成20年2月13日教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年4月19日教委規則第5号)

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則(令和3年1月22日教委規則第1号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

【用語解説】

※1	ICT技術	「Information and Communication Technology (情報通信技術)」の頭文字をつないだ略語。ネットワークを介した知識や情報の伝達・共有に関連する技術のことです。
※2	ハイブリッド図書館	書籍・雑誌を中心とする従来型の図書館と電子情報を提供する電子図書館の機能とを兼ね備えた図書館のことです。
※3	図書館サービスネットワーク	市内の公共施設をネットワークで結び、市立図書館の図書や資料を貸出・返却ができるシステムのことで。
※4	甲府市立図書館協議会	図書館法第 14 条の規定に基づき、甲府市立図書館条例で設置された機関。図書館の運営に関して、館長の諮問に応じるとともに意見を述べる機関です。
※5	地域文庫	地域の自治会や有志グループなどが設置し、運営する子ども文庫。自治体などから経費の助成を受けたり、図書館から団体貸出により図書を揃えたりして運営しています。
※6	団体貸出	学校・保育所・児童館などに、対象となる子どもの年齢に合わせた本を選び、2か月間程度貸し出しを行うサービスです。
※7	合理的配慮	障がいをもつ人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がいをもつ人の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去を実施する必要かつ合理的な配慮のことです。
※8	電子書籍サービス	パソコンやスマートフォン、タブレットなどの携帯端末で読むことができる電子化された書籍のことです。
※9	ブックスタート事業	赤ちゃんや保護者が絵本を通して楽しいひとときを分かち合うことを応援する事業です。本市では、出生届提出の際に絵本の配布を行っています。
※10	おはなしキャラバン	図書館司書が保育所や小学校などに訪問を行い、ブックトークや読み聞かせなどを行う児童サービスのことで。
※11	デジタル化資料送信サービス	国立国会図書館のデジタル化資料のうち、絶版等の理由で入手が困難な資料を、承認を受けた全国の公共図書館、大学図書館等の館内で閲覧等の利用が行えるサービスのことで。
※12	おはなし会 (ブックトーク)	子どもを対象に読み聞かせなどのことで。本への興味や親しみを養うことを目的としています。
※13	レファレンスサービス	学習・研究・調査等を行うために必要な資料や情報を求めている利用者に、図書館司書がその回答や参考となる資料提供などを行うサービスのことで。
※14	情報リテラシー	情報機器や情報技術を活用して、情報やデータを収集・管理・活用する能力。IT 技術が普及した現在では、膨大な情報の中から如何に必要な情報だけを収集・整理し、組み換えたりして活用できるかが問われています。
※15	Society 5.0 (ソサエティ 5.0)	第5期科学技術基本計画において提唱された、サイバー(仮想)空間とフィジカル(現実)空間を高度に融合させたシステムにより経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会で、我が国が目指すべき未来社会の姿のことです。
※16	アクセシビリティ	情報への近づきやすさ、施設やサービスの利用のしやすさを指します。障がい者が他の人と同じように情報や施設、サービスを利用することができるようにすることです。

※17	利用教育	利用者に対して、図書館の利用方法(検索用パソコンの使い方など)や、資料の活用方法などを習得してもらう活動のことです。学校においては、学校司書が児童・生徒に対して行います。
※18	放課後児童クラブ	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を、放課後に有料で預かる制度のことです。
※19	オンライン・データベース	インターネットなどコンピュータネットワーク上にあるデータベースのことです。新聞や専門雑誌の記事、研究論文などを検索、参照することができます。
※20	デジタルアーカイブ	博物館・図書館・公文書館などにおいて、収蔵品や有形無形の文化資源などをデジタル化して記録・保存を行い、インターネットなどを通じて公開している、あるいはできるようになっている資源のことです。
※21	I C タグ	ICとは Integrated Circuit(集積回路)の頭文字をつないだ略語。ICタグとは、商品や物資などの識別に利用される極小型のICチップのことを言い、図書館では、図書資料等に I C タグを貼付することで資料の識別を読み取り機器で行うことができるようになり、貸出・返却や蔵書点検の作業効率の向上を図ることができます。
※22	読書記録ノート	自宅の本や図書館から借りた本などを読み、その本のタイトルや感想を記入して作るノートのことです。
※23	マイブックメモリー	著書名や返却日が記載されたジャーナル(レシート)という用紙を貼り付けて読書記録とするノート。借りた本のタイトルや感想を書く欄があります。
※24	ユニバーサルデザイン化	年齢や能力、状況などにかかわらず、できるだけ多くの人が使いやすいように、製品や建物・環境をデザインすることです。対象を障がい者や高齢者にしぼらない点が「バリアフリー」とは異なります。
※25	AI技術	AIとは Artificial Intelligence(人工知能)の頭文字をつないだ略語。言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピュータが行う技術のことを言います。
※26	拡大読書機	本などの文字をレンズで拡大するのではなく、カメラで読み取って電子画像として拡大表示する装置のことです。
※27	点字本	視覚障がい者のために点字などで記述された図書のことで、通常の文字は点訳され、挿絵などはエンボス加工によって表現されています。
※28	大活字本	視力が弱い人や高齢者向けに、文字の大きさや行間等の調整を行い、大きな活字で版を組みなおした本のことで、
※29	朗読CD	視覚に障がいのある人に向けた、耳で聴いて読書が行えるように朗読し、その音声を収録した CD のことです。
※30	パスファインダー	特定の事項・テーマに関する情報を探すための手がかりとなるウェブサイト等を簡潔にまとめたガイドのことです。
※31	ビブリオバトル	京都大学から始まった読書会・勉強会が転じた“書評合戦”。参加者が面白いと思った本を持ち寄って短時間でプレゼンし、一番読みたくなった本を決めるイベントです。
※32	PDCAサイクル	Plan(計画) Do(実行) Check(評価) Action(改善)を繰り返して業務の確実な遂行と水準向上を目指す経営手法のことを言います。

第2次甲府市立図書館基本計画

令和7年(2025年)3月発行

甲府市教育委員会

教育部生涯学習室図書館

〒400-0861 甲府市城東一丁目12番33号

TEL:055-235-1427

FAX:055-227-6766

Mail:kyotosho@city.kofu.lg.jp

URL:<https://libnet.city.kofu.yamanashi.jp/lib/>

